

NPO 法人 浜田おやこ劇場 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 浜田おやこ劇場という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県浜田市黒川町1 1 2 4 番5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、創造性あふれる文化環境づくりと、子どもとおとなが共に育ち合う環境づくりを推進することによって、子どもの社会参画の機会を拡充し、かつ子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 演劇・音楽などの鑑賞の場を企画、実施
 - ② 子どもの諸活動事業及び支援
 - ③ 文化事業の企画、実施及び協力、提携
 - ④ 子どもと文化に関する活動の交流・サポート及び人材養成
 - ⑤ 広報誌発行及び調査
 - ⑥ 各分野の団体とNPO団体との連携・ネットワークづくり

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人又は団体
- (2) 参加会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、活動を支援する個人又は団体
- (4) 協力会員 この法人の目的に賛同して、活動に協力する個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は参加会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員又は協力会員になろうとするものは、総会で別に定める会費を納入することによって会員になることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金（正会員及び参加会員に限る。）及び、会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- （1） 退会届の提出をしたとき。
- （2） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3） 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4） 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。ただしこの場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1） この法人の定款・規則に違反したとき。
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（役員の種類及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1） 理事 3人以上15人以内
 - （2） 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

（役員を選任等）

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることにはならない。

（役員職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - （1） 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - （2） この法人の財産の状況を監査すること。
 - （3） 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
 - （4） 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - （5） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員任期）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわな

なければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員若干名置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。団体正会員は、総会で表決を行う者1名を理事長に届け出る。

(総会の機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事から第15条第4項4号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集をする。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体正会員にあっては、名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から第15条第4項第5号の規定により招集があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第37条 理事会には、第28条から第31条までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときには、総会の議決を経て、規定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときには、正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ軽微な事項に係る変更以外の以下の事項を変更する場合には、島根県知事の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 島根県知事による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときには、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、島根県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、島根県浜田市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ島根県知事の認証を得なければならない。

第10章 補則

(公告)

第53条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借

対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事長	岡本	久子
理事	皆尾	美都
理事	寺井	月江
理事	岩田	晴美
理事	小野	万里
理事	佐々木	俊江
理事	佐々木	由実子
理事	中島	厚子
理事	布施	亜矢子
理事	牧本	恵美子
理事	大黒	由美子
監事	齋藤	すが子
監事	両間	恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	入会金	200円	会費	月額	1,000円
		(中学生以上)				
	団体	入会金	200円	会費	年額	20,000円
(2) 参加会員	個人	入会金	200円	会費	月額	1,000円
		(4才以上)				
	団体	入会金	200円	会費	年額	20,000円
(3) 賛助会員	個人			会費	年額	10,000円
	団体			会費	年額	20,000円
(4) 協力会員	個人			会費	一口	1,000円
	団体			会費	一口	5,000円

附則 (平成19年5月13日)

この定款の変更は、島根県知事の認証があった日から施行する。

附則 (平成25年5月11日一部訂正)

この定款の変更は、総会の議決の日(平成25年5月11日)から施行する。

附則 (平成30年5月27日一部訂正)

この定款の変更は、総会の議決の日(平成30年5月27日)から施行する。

附則 (令和元年5月12日一部訂正)

この定款の変更は、総会の議決の日(令和元年5月12日)から施行する。